

霧島市都市計画税条例の一部改正について

霧島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

平成29年8月29日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第12項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「規定する」を「規定する」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とする。

附則第4項の見出し中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項中「

附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に、「 $\frac{4}{5}$ 」を「 $\frac{4}{5}$ 」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{1}{2}$ とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{2}{3}$ とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の霧島市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等により、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの等に対して課する都市計画税に関して、新たな地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が創設されたこと等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。